

INFORMATION

● 2021年度の扶養調査を実施しました。

2021年度の被扶養者現況確認調査を、健康保険法施行規則第50条および厚生労働保険局の通知・指導に基づき実施（同時に共同扶養の確認）。これは、被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です。

<被扶養者現況確認調査>

■実施期間：2021年8月27日（金）発送～2021年9月24日（金）締切

審査対象	<p>2021年8月1日現在ダスキン健康保険組合の被扶養者の方</p> <p>■子女の扶養認定の審査対象は16歳以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の場合、有効な在学証明書もしくは、学生証の写しにて認定。 ・学生以外は、課税（所得）証明書、非課税証明書の原本と状況を確認して審査。 <p>※収入が130万円（60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円）未満であるかを確認</p> <p>■被扶養者が自営業者の場合</p> <p>収入金額から直接的経費（売上原価）を控除した差引金額が130万円（60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円）未満であることを確認し、認定の可否を決定。</p>
審査免除	<ul style="list-style-type: none"> ・生年月日が、2006年4月2日以降の被扶養者 ・生年月日が、1946年4月1日から1947年3月31日までの被扶養者 ・扶養認定日が、2021年4月1日以降の被扶養者

<夫婦共働きで子供が居る場合の共同扶養の確認>

審査対象	<p>共働き家庭で勤務先の健保または国民健康保険に加入している配偶者 （当健保に被扶養者がいない家庭を除く）</p> <p>※共働き家庭で「主として生計維持」するのはご夫婦どちらなのか、共同扶養の確認。</p>
------	---

● ジェネリック（後発）医薬品ご利用案内通知について

ジェネリック（後発）医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許期間が切れた後、別の医療品メーカーが新薬と同じ有効成分と製法によって製造している医薬品です。正しく理解し、上手に活用すればご自身の医療費軽減に役立つジェネリック医薬品を積極的にご利用ください。

※kencomの「おくすり履歴・GE差額」で確認いただけます。

※3ヵ月で自己負担差額500円以上あったと予測される方への通知を発送いたします。

- ・2021年1月～2021年3月の利用分を5月末に発送いたしました。
- ・2021年7月～2021年9月の利用分を11月末に発送予定。

医療等のWeb照会
(KOSMO Communication Web)
について

詳しくはこちら▶

(ダスキン健康保険組合ホームページ)



● 風しんワクチンの接種費用助成について

2022年3月まで、対象世代の男性は風しんワクチン接種が無料になります。

2019年4月から2022年3月までの3年間に限り、1962年4月2日～1979年4月1日生まれの男性（※）は、風しんの「抗体検査」と「ワクチン接種」を無料で受けられます。**対象世代の男性で風しんに罹患した記憶のない人は、抗体検査を受けるようにしてください。**

お住まいの市町村より、対象の方に『風しん抗体検査クーポン券』が送られてきますので、医療機関にクーポン券を持参のうえ、抗体検査を受けてください。

※予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなかったため、他の世代と比べて低い抗体保有率（約80%）です。

対象世代の男性

2021年4月1日時点で、42歳から59歳の男性

1979年
4月1日
生まれ



1962年
4月2日
生まれ



検査可能な医療機関などのお問い合わせは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

● 「医療費のお知らせ」は2021年2月の送付をもって休止しました

2022年3月期の確定申告から、医療費等のWeb照会（KOSMO Communication Web）にて、必要なデータをダウンロードしていただきます。

※書面申告を希望される方には、申請をいただければ個別に医療費通知を発行いたします。

（2021年12月頃公開予定）



医療費等のWeb照会

（KOSMO Communication Web）について
（ダスキン健康保険組合ホームページ）



確定申告で医療費控除するとき

（ダスキン健康保険組合ホームページ）



医療費情報を照会する場合（照会手順）

（ダスキン健康保険組合ホームページ）



● オンライン資格確認の本格運用の開始が最長2021年10月頃まで延長されます

2021年3月下旬から本格運用を予定していたオンライン資格確認ですが、導入準備に遅れが生じていることから、開始時期が最長2021年10月まで延期されました。

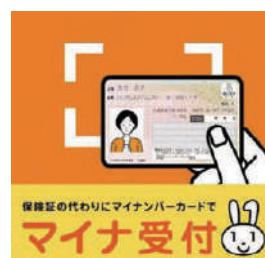
マイナンバーカードの保険証利用について

（ダスキン健康保険組合ホームページ）



マイナンバーカードが健康保険証として 利用できます！

（厚生労働省リーフレット）



● 新型コロナウイルス感染症情報を確認できます

ダスキン健康保険組合ホームページに、新型コロナウイルス感染症の関連情報を掲載しています。

厚生労働省や内閣官房などのホームページに掲載されている「コロナワクチン接種予約情報」、「コロナワクチンQ & A」、「感染予防対策の基本」といった情報をまとめてご確認いただけます。

さらに、総合ヘルスケアWebサービス「kencom」に登録すると、ダスキン健保組合のホームページに最新情報が更新された際、メールなどでお知らせを受け取ることができます。「kencom」も活用して、新型コロナウイルス感染症の情報を確認してください。

新型コロナウイルス感染症関連情報について

詳しくはこちら

（ダスキン健康保険組合ホームページ）



kencom登録はこちら



● セルフメディケーション税制が延長および拡充されます

<概要>

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。こうした観点から、セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。

<内容>

1. 5年間の延長

- ・本税制は平成29（2017）年から令和3（2021）年末までの時限措置である。
- ・セルフメディケーションに対するインセンティブ効果の維持・強化が重要であり、また政策効果の検証を引き続き実施することが必要であることから、令和4（2022）年からさらに5年間の延長（2022年～2026年）を行う。

2. 税制対象医薬品の範囲拡大

- ・本税制は、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品」としてスイッチOTC医薬品を税制対象としているが、税制のインセンティブ効果をより強化するために、以下の見直しを行う（2022年分以後の所得税等に適用）。
 - ① 所要の経過措置（5年未満）を講じた上で、対象となるスイッチOTC医薬品から、医療費適正化効果が低いと認められるものを除外。
 - ② 医療費適正化効果が著しく高いと認められる薬効については、対象をスイッチOTC以外にも拡大（3薬効程度）
- ・対象とする医薬品の具体的な範囲については、今後、専門的な知見を活用して決定。

3. 手続きの簡素化

- ・煩雑な手続きが本税制の利用を妨げているため、対面申請の場合もe-Taxと同様に第三者作成書類は手元保管とし、確定申告書を提出する際の提示は不要とする（2022年以後の確定申告から適用）。
- ・e-Taxの場合も、レシート管理アプリ（スマートレシート等）との連携により医薬品名の入力を省略する等、入力手続きの簡素化を図る方策について、厚労省において引き続き検討（非税制改正事項）。

「令和3年度税制改正の概要（令和2年12月厚生労働省）」より抜粋

セルフメディケーション税制

（特定の医薬品購入額の所得控除制度）とは

「上手な医療のかかり方とセルフメディケーション」
（ダスキン健康保険組合ホームページ）



健保薬局（加入者専用ページ）

ダスキン健康保険組合ホームページ

ダスキン健康保険組合ホームページの「健保薬局（加入者専用ページ）」でも、特定の医薬品（スイッチOTC医薬品）を購入できます。



● 健康保険法等の一部が改正されます

<改正の趣旨>

「全世代型社会保障改革の方針について」（令和2年12月15日閣議決定）等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、すべての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、所要の改正を行う。

<改正の概要>

1. すべての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し（施行期日：令和4年1月1日）

- ◆ 傷病手当金の支給期間の通算化
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化が行われます。
- ◆ 任意継続被保険者制度の見直し

2. 子供・子育て支援の拡充（施行期日：令和4年10月1日）

- ◆ 育児休業中の保険料の免除要件の見直し

3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進（予防・健康づくりの強化）（施行期日：令和4年1月1日）

→ 保健事業における健診情報等の活用促進

- ① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることが可能となります。
- ② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等が可能となります。